

令和 3 年 3 月 30 日開催

令和 2 年度
燕市農業委員会第 12 回総会議事録

燕市農業委員会

燕市農業委員会第12回総会 議事録

1. 開催日時 令和3年3月30日(火曜日)
午後1時30分～午後2時11分
2. 開催場所 市役所4F 委員会室
3. 出席委員(28名)

1番 金山 吉夫	11番 早渡 秀夫	21番 江口 保
2番 長谷川治仁	12番 大久保政博	22番 山浦 博
3番 原田國太郎	13番 山上 忠	23番 小川 芳秀
4番 渡邊美代子	14番 中村 幸夫	24番 本井佐登志
5番 佐藤 春夫	15番 伊藤 均	25番 佐藤 信一
6番 江辺 耕一	16番 伊藤 和夫	26番 遠藤 忠夫
7番 川本 敏夫	17番 土田 喜七	27番 三浦 哲郎
8番 笠原 久幸	18番 本田 繁	28番 澤口 義明
10番 山田 直子	19番 荻原 一郎	29番 和田 正春
	20番 明田栄以知	

4. 欠席委員(1名)
欠席 1名 9番 廣野和夫
欠員 0名

5. 会議日程

- (1) 開会
- (2) 議事録署名委員の選任
- (3) 会長報告

報告第32号 農地法第18条第6項の規定による通知(合意解約)の報告

報告第33号 農地転用事実確認願いについて

(4) 議事

- 議案第 66 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
- 議案第 67 号 農地法第 5 条の規定による許可処分取消申請について
- 議案第 68 号 農地転用事業計画変更承認申請について
- 議案第 69 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について
- 議案第 70 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
- 議案第 71 号 農用地利用集積計画（案）の決定について
- 議案第 72 号 農地中間管理事業に伴う農用地利用集積計画（案）の決定について及び農用地利用配分計画の認可について
- 議案第 73 号 農業委員会事務局職員の任免について

(5) 閉会

6. 出席した事務局職員

局長 小池和恵 次長 加藤幸夫 副参事 広瀬美佳子

7. 総会議長

本井 佐登志 （会長）

8. 議事録署名委員

7 番 川本敏夫 8 番 笠原久幸

9. 会議の概要

以下のとおり

議 長	<p>本日の総会の欠席委員は、9番 廣野和夫委員より欠席の報告がきております。</p> <p>なお、各委員は、総会に欠席する場合は、必ず事務局に報告くださるようお願い致します。</p> <p>なお、審議におきましては、発言をする場合には、必ず議長の許可を得てから議席番号を告げ、発言するようお願いいたします。議事が閉会した後の協議事項等においては議席番号を告げる必要はありませんので、ご了承願います。</p>
議 長	<p>総会は、現に在任する委員の過半数の出席により成立します。只今の出席委員は28名であります。よって、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、総会が成立している事を報告致します。</p>
議 長	<p>只今より、燕市農業委員会第12回総会を開会致します。</p> <p>それでは、日程2の議事録署名委員の選任についてであります。</p> <p>議長の指名に一任願えますでしょうか。</p>
議 長	<p>(異議なしの声)</p> <p>それでは、議長として次の2名を指名致します。</p> <p>議席番号7 川本敏夫 委員及び</p> <p>議席番号8 笠原久幸 委員にお願いします。</p>
議 長	<p>次に、日程3の会長報告についてであります。</p> <p>会長報告第32号から第33号を事務局に一括して報告を求めます。</p>
事務局	<p>会長報告第32号、「農地法第18条第6項の規定による通知（合意解約）」の報告であります。</p>
事務局	<p>受付番号246番 米納津字十二田の田、1筆、面積19㎡、圃場整備に伴う小作権の解約であります。</p> <p>続いて、農協転貸の解約であります。</p> <p>受付番号247番 蔵関字江西の田、2筆、面積1,508㎡、3条売買に伴う利用権の解約であります。</p> <p>受付番号248番 蔵関字江西の田、2筆、面積2,042㎡、3条売買に伴う利用権の解約であります。</p> <p>受付番号249番 蔵関字荒床の田、5筆、面積5,088㎡、中間管理移行に伴う利用権の解約であります。</p> <p>受付番号250番 米納津字十二田の田、1筆、面積95㎡、圃場整備に伴う利用権の解約であります。</p> <p>受付番号251番 佐渡山字江流の田、2筆、面積1,011㎡、圃場整備に伴う利用権の解約であります。</p> <p>受付番号252番 下粟生津字上組の田、4筆、面積8,228㎡、耕作者</p>

	<p>都合による利用権の解約であります。</p> <p>受付番号 253 番 下粟生津字上組の田、1 筆、面積 3,000 m²、耕作者 変更に伴う利用権の解約であります。</p> <p>次の番号 254 番から 262 番までは、耕作者の法人化に伴う解約であり ます。</p> <p>受付番号 254 番 佐善村新田字切替沖の田、4 筆、面積 12,000 m²、 利用権の解約であります。</p> <p>受付番号 255 番 溝古新字石塚の田他、2 筆、面積 4,186 m²、利用権 の解約であります。</p> <p>受付番号 256 番 佐善村新田字佐善浦の田、3 筆、面積 9,000 m²、利 用権の解約であります。</p> <p>受付番号 257 番 佐善字川向の田他、11 筆、面積 25,197 m²、利用権 の解約であります。</p> <p>受付番号 258 番 溝古新字石塚の田、1 筆、面積 1,144 m²、利用権の 解約であります。</p> <p>受付番号 259 番 佐善字切替の田他、5 筆、面積 10,309 m²、利用権 の解約であります。</p> <p>受付番号 260 番 佐善村新田字切替沖の田、2 筆、面積 6,000 m²、利 用権の解約であります。</p> <p>受付番号 261 番 佐善字切替の田他、8 筆、面積 15,563 m²、利用権 の解約であります。</p> <p>受付番号 262 番 溝古新字石塚の田他、4 筆、面積 6,744 m²、利用権 の解約であります。</p> <p>続いて、中間管理機構の解約であります。</p> <p>受付番号 263 番 又新字道下の田、1 筆、面積 720 m²、基盤法売買に 伴う利用権の解約であります。</p> <p>受付番号 264 番 又新字道下の田他、4 筆、面積 3,308 m²、基盤法売 買に伴う利用権の解約であります。</p>
事務局	<p>続きまして、会長報告第 33 号、「農地転用事実確認について」であり ます。</p> <p>受付番号 13 番 殿島一丁目の畑、1 筆、面積 100 m²、転用目的は住 宅、現況地目は宅地、証明番号年月日は証第 13 号令 和 3 年 3 月 1 日であります。</p> <p>受付番号 14 番 東太田字下前田の田、2 筆、面積 2,042 m²、転用目 的は住宅、現況地目は駐車場、証明番号年月日は証第 14 号令和 3 年 3 月 2 日であります。</p> <p>説明は以上です。</p>

議 長	事務局の報告が終わりましたので、質問を受けたいと思います。質問等ありましたらお願い致します。
議 長	ご質問が無いようですので、日程4の議事に入ります。 それでは、議案第66号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局の説明を求めます。
事務局	<p>それでは、議案第66号「農地法第3条の規定による許可申請について」であります。</p> <p>受付番号53番 富永字新保割の畑、1筆、面積80㎡、契約内容は贈与、位置図は、議案資料1頁をご覧ください。譲受人は近隣で耕作をしているものであります。</p> <p>受付番号54番 富永字松田の田、1筆、面積147㎡、契約内容は売買、対価は〇円。位置図は、同じく議案資料1頁になります。譲受人の自宅近くの農地を取得するものであります。</p> <p>受付番号55番 花見字富永割の畑他、3筆、面積299.62㎡、契約内容は売買、対価は10万円〇円。位置図は、議案資料2頁になります。自宅に隣接する農地を取得するものであります。</p> <p>受付番号56番 米納津字砂田川上の畑、1筆、面積167㎡、契約内容は売買、対価は10万円〇円。位置図は、同じく2頁になります。譲受人は隣接する農地の耕作者であります。</p> <p>受付番号57番 花見字阿堤下の畑、1筆、面積115㎡、契約内容は売買、対価は10万円〇円。位置図は、議案資料3頁になります。こちらは譲受人の自宅前になります。</p> <p>受付番号58番 蔵関字江西の田、4筆、面積3,550㎡、契約内容は売買、対価は10万円〇円。位置図は、同じく議案資料3頁になります。地権者都合に伴う移転であります。</p> <p>以上、これらの案件は、地域調和等、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると判断されます。 説明は以上です。</p>
議 長	事務局の説明が終わりました。本件については、去る3月19日、第2事前審査委員会が開催されていますので、土田委員長より審査結果内容の報告をお願い致します。
土田委員長	3月19日、午後1時30分より、市役所3階301会議室において、第2事前審査委員会、1名の欠席により13名で審査の結果、「農地法第3条の規定による許可申請」6件、異議がなかった事を報告致します。

議 長	<p>只今、土田委員長より、審査結果内容の報告がありました。 これより審議をお願い致します。 (質疑なし)</p>
議 長	<p>しばらくして無いようですので、お諮り致します。本件については、 委員長報告のとおり許可とする事で、異議ありませんか。 (異議なしの声)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、本件については、委員長報告のとおり 許可とする事に決しました。</p>
議 長	<p>次に、議案第 67 号「農地法第 5 条の規定による許可処分取消申請に ついて」を議題と致します。事務局に説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第 67 号「農地法第 5 条の規定による許可処分取消申請について」 であります。</p> <p>こちらの案件は、令和 2 年 11 月定例総会で、建売住宅 3 区画の分譲 として転用許可を受けていた案件であります。</p> <p>受付番号 2 番 柳山字前畑の田、1 筆、面積 873 m²、取消しの理由は、 「譲渡人の子の住宅を当該転用地の一角に建築予定だ ったが、計画が中止となったため、土地の譲渡も中止 とするもの。」であります。</p> <p>許可番号は、令和 2 年 11 月 26 日、燕農委第 15062 号で あります。</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。本件についても、3 月 19 日、第 2 事 前審査委員会が開催されていますので、土田委員長より審査結果内容の 報告をお願い致します。</p>
土田委員長	<p>審査の結果、「農地法第 5 条の規定による許可処分取消申請」1 件、 異議がなかった事を報告致します。</p>
議 長	<p>只今、土田委員長より、審査結果内容の報告がありました。 これより審議をお願い致します。 (質疑なし)</p>
議 長	<p>しばらくして無いようですので、お諮り致します。本件については、 委員長報告のとおり「取消」とする事で、異議ありませんか。 (異議なしの声)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、本件については、委員長報告のとおり 「取消」とする事に決しました。</p>
議 長	<p>次に、議案第 68 号「農地転用事業計画変更承認申請について」を議</p>

事務局	<p>題とします。それでは、事務局の説明を求めます。</p> <p>それでは、議案第 68 号「農地転用事業計画変更承認申請について」であります。</p> <p>受付番号 13 番 杉名字杉名の田、1 筆、面積 480 m²、当初計画者から承継者に名義変更されるとともに、転用目的は住宅・倉庫・車庫から駐車場（10 台）に変更されるものであります。位置図は、議案資料 4～5 頁をご覧ください。</p> <p>郵便局の来客用駐車場が不足していること、併せて郵便局に隣接する自宅の駐車場がないため、許可済み農地を取得し、駐車場を確保するものであります。</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。本件についても、3 月 19 日、第 2 事前審査委員会が開催されていますので、土田委員長より審査結果内容の報告をお願い致します。</p>
土田委員長	<p>審査の結果、「農地転用事業計画変更承認申請」1 件、異議がなかった事を報告致します。</p>
議 長	<p>只今、土田委員長より、審査結果内容の報告がありました。これより審議をお願い致します。</p> <p style="text-align: center;">（質疑なし）</p>
議 長	<p>しばらくして無いようですので、お諮り致します。本件については、委員長報告のとおり承認とする事で、異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">（異議なしの声）</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、本件については、委員長報告のとおり「承認」とする事に決しました。</p>
議 長	<p>次に、議案第 69 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局に説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、議案第 69 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」であります。議案の 11 頁になります。</p> <p>受付番号 12 番 源八新田字一番割の畑、1 筆、面積 379 m²、転用目的は住宅敷地の拡張、一部通路敷は舗装済みであります。位置図、土地利用計画図は議案資料 6～7 頁をご覧ください。農業作業機械や自家用車両置場が不足したため、露天駐車場を整備するものであります。また一部は住宅までの通路敷として、コンクリート舗装済であることから、始末書を添付のうえ改めて申請をおこなうものであります。</p>

	<p>申請地は、集落内の宅地と道路に挟まれた農地であることから、営農に支障は無く、第3種農地であると判断されるところであります。</p> <p>また申請に併せて、始末書が提出され、事前審査委員会で読み上げさせていただいたところであります。</p> <p>受付番号 13 番 花見字諏訪ノ越の畑、1 筆、面積 303 m²、転用目的は作業所、建築済みであります。位置図、土地利用計画図は議案資料 8～9 頁をご覧ください。無くなった先代が平成 3 年に増築した作業所が転用許可を受けていなかったため、改めて申請を行うものであります。</p> <p>申請地は、集落内の農振白地の農地で、宅地に連たんする農地であることから、営農や集積に影響はなく、第3種農地であると判断されるところであります。</p> <p>また申請に併せて、始末書が提出され、事前審査委員会で読み上げさせていただいたところであります。</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。本件についても、3月19日、第2事前審査委員会が開催されていますので、土田委員長より審査結果内容の報告をお願い致します。</p>
土田委員長	<p>審査の結果、農地法第4条の規定による許可申請2件、異議がなかった事、また事前審査委員会では、事務局が始末書を読み上げ、これを確認しております。以上報告します。</p>
議 長	<p>只今、土田委員長より、審査結果内容の報告がありました。これより審議をお願い致します。</p> <p>(質疑なし)</p>
議 長	<p>しばらくして無いようですので、お諮り致します。本件については、委員長報告のとおり許可とする事で、ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、本件については、委員長報告のとおり許可とする事に決しました。</p>
議 長	<p>次に、議案第70号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題と致します。事務局に説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第70号「農地法第5条の規定による許可申請について」であります。</p> <p>受付番号 92 番 杉柳字杉柳の田、1 筆、面積 348 m²、転用目的は住宅、契約内容は使用貸借、令和 3 年 8 月 1 日完工予定</p>

であります。位置図、土地利用計画図は議案資料 10～11 頁をご覧ください。

賃貸住宅が手狭になったため、親族の農地を借り受け、新たに住宅を建築するものであります。

申請地は、農振白地の集落内で宅地に囲まれた農地であることから、第 3 種農地であると判断される場所であります。

受付番号 93 番 野中才字浦田の畑、1 筆、面積 192 m²、転用目的は住宅、契約内容は売買、令和 3 年 8 月 31 日、完工予定であります。

位置図、土地利用計画図は議案資料 12～13 頁をご覧ください。

自ら居住する住宅を建築するものであります。

申請地は、農振白地の集落内で宅地に連たんする農地であることから、周辺農地への影響も少ないと思われ、第 3 種農地であると判断される場所であります。

受付番号 94 番 地蔵堂字街畑の田、1 筆、面積 36 m²、転用目的は住宅敷地の拡張、契約内容は売買、令和 3 年 5 月 31 日完工予定であります。

位置図、土地利用計画図は議案資料 14～15 頁をご覧ください。

既存の住宅が境界に近接しているため、敷地を拡張し、利便性の向上を図るものであります。

申請地は、第一種住居地域に指定された用途地域内の農地であることから、農業上の土地利用との調整が調っていると考えられ、第 3 種農地であると判断される場所であります。

受付番号 95 番 殿島一丁目の畑、1 筆、面積 200 m²、転用目的は住宅、契約内容は売買、令和 3 年 8 月 31 日完工予定であります。

位置図、土地利用計画図は議案資料 16～17 頁をご覧ください。既存の住宅が手狭なことから、新たに住宅を建築するものであります。

申請地は、準工業地域に指定された用途地域内の農地であることから、農業上の土地利用との調整が調っていると考えられ、第 3 種農地であると判断される場所であります。

受付番号 96 番 杉名字杉名の田、1 筆、面積 480 m²、転用目的は駐

<p>議 長</p> <p>土田委員長</p>	<p>車場（10台）、契約内容は売買、令和3年11月30日、完工予定であります。</p> <p>位置図、土地利用計画図は議案資料4～5頁にお戻りください。</p> <p>計画変更承認で説明した案件になります。郵便局の来客用駐車場と自宅の駐車場がないため、隣接する許可済み農地を取得し、駐車場を確保するものであります。</p> <p>申請地は、農振白地の集落内で宅地に囲まれた農地であることから、周辺農地への影響も無く、第3種農地であると判断されるところであります。</p> <p>受付番号97番 大川津字島畑の畑、2筆、面積219㎡、転用目的は露天駐車場（3台）、契約内容は売買、令和3年5月31日、完工予定であります。</p> <p>位置図、土地利用計画図は議案資料18～19頁をご覧ください。</p> <p>駐車場がないため、隣接農地を譲り受け、露天駐車場（3台）を造成するものであります。</p> <p>申請地は、農振白地の住宅地に点在する農地であることから、周辺農地への影響も少なく、第3種農地であると判断されるところであります。</p> <p>受付番号98番 中島字往還上の畑、1筆、面積567㎡、転用目的は駐車場（14台）、契約内容は売買、令和3年5月30日、完工予定であります。位置図、土地利用計画図は議案資料20～21頁をご覧ください。</p> <p>工場・倉庫を増設したことから、大型車両の通行に際して、職員駐車場が支障となったため、新たに駐車場を造成するものであります。</p> <p>申請地は、農振白地の宅地に隣接する農地であることから、第3種農地であると判断されるところであります。</p> <p>説明は以上です。</p> <p>事務局の説明が終わりました。本件についても、3月19日、第2事前審査委員会が開催されていますので土田委員長より審査結果内容の報告をお願い致します。</p> <p>審査の結果、農地法第5条許可申請7件、異議がなかった事を報告致します。</p>
-------------------------	---

議 長	<p>只今、土田委員長より審査結果内容の報告がありました。これより審議をお願い致します。</p> <p>(質疑なし)</p>
議 長	<p>しばらくして無いようですので、お諮り致します。本件については、委員長報告のとおり許可とする事で、ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、本件については、委員長報告のとおり許可とする事に決しました。</p>
議 長	<p>次に議案第 71 号「農用地利用集積計画 (案) の決定について」を議題と致します。事務局に説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第 71 号「農用地利用集積計画 (案) の決定について」であります。それでは、利用権設定であります。事前配布してございますので、新規設定のみ読み上げさせていただきます。</p> <p>議案の 15 頁をご覧ください。相対の新規設定であります。</p> <p>受付番号 52 番 五千石字南谷地の田、1 筆、面積 231 m²、10 年の新規設定、対価はお読み取り下さい。</p> <p>受付番号 53 番 小中川の田、1 筆、面積 3,078 m²、10 年の新規設定であります。</p> <p>以下、受付番号 55 番まで、再設定となります。また、委員の関係する案件はありませんでした。</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。本件についても、3 月 19 日、第 2 事前審査委員会が開催されていますので、土田委員長より審査結果内容の報告をお願い致します。</p>
土田委員長	<p>審査の結果、利用権の新規設定 2 件、及び再設定 2 件、異議がなかった事を報告致します。</p>
議 長	<p>只今、土田委員長より審査結果内容の報告がありました。これより審議をお願い致します。</p> <p>(質疑なし)</p>
議 長	<p>しばらくして無いようですので、お諮り致します。本件については、委員長報告のとおり決定とする事で、ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、本件については、委員長報告のとおり決定とする事に決しました。</p>
議 長	<p>次に議案第 72 号「農地中間管理事業に伴う農用地利用集積計画 (案)</p>

事務局	<p>の決定について、及び農用地利用配分計画の認可について」を議題と致します。事務局に一括して説明を求めます。</p> <p>議案第 72 号「農地中間管理事業に伴う農用地利用集積計画（案）の決定について、及び農用地利用配分計画の認可について」であります。議案の 17 頁をご覧ください。</p> <p>はじめに、農用地利用集積計画であります。こちらも事前に配布してございますので、集積計画の一番目のみ読み上げさせていただきます。まずは、11 年の集積計画であります。</p> <p>受付番号 439 番 小中川の田、1 筆、面積 2,432 m²、設定期間は令和 14 年 3 月 31 日までの 11 年であります。単価については、議案をお読み取りください。</p>
事務局	<p>続いて、議案の 18 頁をご覧ください。10 年の集積計画であります。受付番号 440 番 大曲字曾根の田、6 筆、面積 5,676 m²、設定期間は令和 13 年 4 月 5 日までの 10 年であります。以下 20 頁までございますので、お読み取りください。</p> <p>次に、議案の 21 頁をご覧ください。5 年の集積計画であります。受付番号 458 番 高木の田、1 筆、面積 4,542 m²、設定期間は令和 8 年 4 月 5 日までの 5 年であります。以下お読み取りください。</p>
事務局	<p>続いて、配分計画であります。22 頁をご覧ください。始めに、11 年の配分計画になります。</p> <p>受付番号 212 番 小中川の田、1 筆、面積 2,432 m²、設定期間は令和 14 年 3 月 31 日までの 11 年であります。</p> <p>続いて、議案の 23 頁をご覧ください。10 年の配分計画であります。受付番号 213 番 大曲字曾根の田、5 筆、面積 4,992 m²、設定期間は令和 13 年 4 月 5 日までの 10 年であります。以下 24 頁までございますので、お読み取りください。</p> <p>次に、議案の 25 頁をご覧ください。5 年の配分計画であります。受付番号 223 番 野中才字浦田の田他、9 筆、面積 16,287 m²、設定期間は令和 8 年 4 月 5 日までの 5 年であります。</p> <p>次に、配分計画の移転であります。26 頁をご覧ください。受付番号 34 番 横田字狐山の田、1 筆、面積 1,618 m²、設定期間は、</p>

	令和7年12月28日までの5年であります。
事務局	また、関係委員の案件としては、議案の23頁、配分計画受付番号216番で、笠原委員が代表を務める農事組合法人「小牧生産組合」1件が関係案件となります。 説明は以上です。
議長	事務局の説明が終わりました。本件についても、3月19日、第2事前審査委員会が開催されていますので、関係委員の案件である配分計画の番号216番を除いて、土田委員長より審査結果内容の報告をお願い致します。
土田委員長	審査の結果、農地中間管理事業の集積計画21件、番号216番を除いた配分計画11件、配分計画の移転1件、異議がなかった事を報告致します。
議長	只今、土田委員長より審査結果内容の報告がありました。これより審議をお願い致します。
	(質疑なし)
議長	しばらくして無いようですので、お諮り致します。本件については、委員長報告のとおり農用地利用集積計画は原案どおり決定する事、また農用地利用配分計画については、番号216番を除いて、意見は「特になし」とする事で、ご異議ありませんか。
	(異議なしの声)
議長	異議なしと認めます。よって、本件については、委員長報告のとおり決定とする事に決しました。
議長	それでは、関係委員である、議席番号8番笠原委員は退席願います。
	(関係委員 退室 午後2時5分)
議長	それでは、関係委員の案件、農用地利用配分計画(案)、受付番号216番について、土田委員長より審査結果内容の報告をお願い致します。
土田委員長	審査の結果、受付番号216番について、「意見がなかった」事を報告致します。
議長	只今、土田委員長より審査結果内容の報告がありました。これより審議をお願い致します。
	(質疑なし)
議長	無いようですので、お諮り致します。本件については、委員長報告のとおり決定する事で、異議ありませんか。
	(異議なしの声)
議長	異議なしと認めます。よって、本件については、委員長報告のとおり

	<p>決定する事に決しました。</p> <p>関係委員は、入室願います。</p> <p>(関係委員 入室・着席 午後2時6分)</p>
議 長	<p>退席された笠原委員に報告します。関係委員の案件につきましては、特に「意見はなし」とする事に決しました。ご協力ありがとうございました。</p>
関係委員	<p>ありがとうございました。</p>
議 長	<p>なお、議案第71号、議案第72号の案件につきましては、4月5日の告示により効力が発生する事になります。</p>
議 長	<p>次に議案第73号「農業委員会事務局職員の任免について」を議題と致します。事務局に一括して説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第73号「農業委員会事務局職員の任免について」を説明します。</p> <p>(事務局が説明)</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。本件についても、3月19日、第2事前審査委員会が開催されていますので、土田委員長より審査結果内容の報告をお願い致します。</p>
土田委員長	<p>審査の結果、「職員の任免について」、意見は特になかった事を報告致します。</p>
議 長	<p>只今、土田委員長より審査結果内容の報告がありました。これより審議をお願い致します。</p> <p>(質疑なし)</p>
議 長	<p>無いようですので、お諮りいたします。農業委員会事務局職員の任免について、ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって本件については議案のとおり任免とすることに決しました。</p>
議 長	<p>それでは、退任される方は、前に出ていただいて、あいさつをお願いします。塚田主事、お願いします。</p> <p>(退任あいさつ)</p>
議 長	<p>退任される塚田主事さん、ご苦労様でした。</p> <p>続いて、新たに事務局職員として採用された武石さんについては、コロナ禍でもあり、4月定例総会の場で紹介したいと思います。</p>
議 長	<p>以上をもちまして、本日の議事日程は、全て終了致しましたので、燕</p>

市農業委員会第 12 回総会を閉会致します。

(終了時刻 午後 2 時 11 分)

本議事録は、燕市農業委員会会議規則第14条の規定によりこれを作成し、この次第に相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和3年3月30日

総会議長 本井作登志

議事録署名委員 川本敏夫

議事録署名委員 笠原久幸
